

# C 退職者→一括徴収(未徴収税額を退職者より全額徴収)の場合 ※死亡退職の場合、一括徴収できませんのでご注意ください。

## 記載例②

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

茨城町長 殿		所在地	〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地										特別徴収義務者 指定番号	99999					
令和8年11月4日提出		フリガナ	マルマルショウジ(カ)										短名番号	123456-7					
		氏名又は名称	〇〇商事株式会社										所属	経理課					
		個人番号 又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	担連 当絡 者先	氏名	小堤 次郎	
																電話	029-292-1111 内線(999)		
給 与 所 得 者	フリガナ	イバラキ ハナコ										(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法		
	氏名	茨城 花子 旧姓(千葉)																	
	生年月日	昭(平)11年3月3日																	
	個人番号	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2							3	4
受給者番号											6	11	8	1					
1月1日 現在の住所	茨城町大字駒場450番地										10	5	10	10					
異動後の 住所											72,000	30,000	42,000	31					

指定番号は市町村ごと  
で異なります。

特別徴収税額通知書の  
「摘要」に記載の数字を  
必ず記入してください。

記載内容について応答  
できる方の連絡先を記  
入してください。

1月以降の退職の場合  
は、原則一括徴収とな  
ります。

※個人別明細書及び総括表の提出が必要です。

◎転勤(転職)等による特別徴収を継続する場合には、次の欄に記載してください。(新勤務先で記入してください。)

1. 特別徴収継続の場合	新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。								
<table border="1"> <tr> <td>特別徴収義務者 指定番号</td> <td>〒</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>フリガナ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名又は名称</td> <td></td> </tr> </table>	特別徴収義務者 指定番号	〒	所在地		フリガナ		氏名又は名称		<p>10月末で退職した給与所得者の徴収方法を11月で一括徴収して納入する場合 (ア)特別徴収税額(年税額) 72,000円(6月から翌年5月分) (イ)徴収済額 30,000円(6月から10月分) (ウ)未徴収税額 42,000円(11月から翌年5月分)</p> <p>↑ 一括徴収税額(納入額と同額)</p>
特別徴収義務者 指定番号	〒								
所在地									
フリガナ									
氏名又は名称									
納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要								

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

2. 一括徴収の場合	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
理由	1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和9年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため
徴収予定日	11月 25日
予定額(上記(ウ)と同額)	42,000 円

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を普通徴収(給与所得者が直接納付)する場合は、次の欄にも記載してください。

3. 普通徴収の場合	※市町村記入欄
理由	1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和9年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため

【提出先】 〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地 茨城町 総務部税務課 住民税グループ